

大切なお知らせ

三基幹病院における 選定療養費について



病院と地域の医院・診療所の機能分担の推進と地域の救急医療を守るため、令和6年6月1日から救急車で搬送され、ひとつの目安として、基本的に入院に至らなかった軽症の方も選定療養費が必要となります。

開始時期 令和6年6月1日(土)午前8時30分以降

**実施病院
(三基幹病院)** 松阪中央総合病院・済生会松阪総合病院・松阪市民病院

対 応

初診時に紹介状なしで上記の三基幹病院を受診すると、選定療養費が必要となります。救急車で搬送され、基本的に入院に至らなかった軽症の方も選定療養費が必要となります。
※個別の病院・医師が患者の状況もふまえ判断されるもので、一律に行うものではありません。

対象外

- 紹介状持参の方
- 入院に至った方
- 公費負担医療制度の対象の方
- 災害により被害を受けた方
- 労働災害、公務災害、交通事故
- 医師の判断による

料 金

7,700円(税込)／件(人)



選定療養費(せんていりょうようひ)とは?

「初期の診療は地域の病院で、高度・専門医療は大きな病院で行う」という医療機関の機能分担を目的に設定された制度です。紹介状を持参せず200床以上の地域医療支援病院を受診した場合に負担いただく費用が義務付けられており、現在三基幹病院においても運用しています。

松阪市休日・夜間応急診療所

(松阪市春日町一丁目19番地)

☎0598-23-1364
FAX.0598-26-4951



診療
時間

【毎日】20:00～22:30(受付20:00～22:00)
【日曜日・祝日・年末年始】9:00～12:00、14:00～17:00(受付8:45～11:30、13:45～16:30)
【土曜日】24:00～翌6:00(受付24:00～翌5:30)

松阪中央総合病院・済生会松阪総合病院・松阪市民病院
松阪地区医師会・松阪市・多気町・明和町・大台町・松阪地区広域消防組合